



公益社団法人

スペシャルオリンピックス日本・福岡

# 定 款

施行 令和元年 8 月 22 日

改正 令和 2 年 3 月 28 日

# 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障がいのある人たち(以下「アスリート」という。)に、オリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツのトレーニングプログラムと競技の場を提供し、アスリートの健康を増進し、その技能の向上を図り、喜びや友情を分かち合い、アスリートの社会参加及び自立を促進し、文化的・教育的活動を通じ地域社会の多様な人々と共に尊重しあい生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)アスリートの健康増進、スポーツ振興のための事業

- ① トレーニングプログラムの提供
- ② スポーツ競技会及び大会の実施
- ③ スポーツ指導者の育成・研修プログラムの提供
- ④ アスリート、スポーツ指導者の競技会及び大会への派遣

(2)アスリートの自立と社会参加を促進するための事業

(3)アスリートに関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業

(4) 物品販売業

(5) イベント開催事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) アスリート会員 アスリートのうちアスリート会員として入会した個人

- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書に入会金及び当該年度の会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 この法人のアスリート会員又は賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を当法人の事務局へ提出しなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
  - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
  - (4) 総社員が同意したとき。
  - (5) 当該会員が解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

- 第11条 総会は、社員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は総会の日々の 2 週間前までに、社員に対して次の事項を記載した書面または電磁的方法によって通知する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 目的たる事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができることとするときはその旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときはその旨
- (5) その他法令で定める事項

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決、又は議長若しくは他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その社員は出席したものとみなす。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した社員のうち指名された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名、押印する。

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長を除く理事のうち1名を会長、2名以内を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、会長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会長及び副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、会長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結

の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、会長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、会長又は副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事は、理事長に対し理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長は、前項の請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ

の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(顧問・相談役・名誉会長)

第31条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置き、副理事長以上の経験者については、相談役又は名誉会長とすることができる。

- 2 顧問、相談役及び名誉会長は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 顧問、相談役及び名誉会長の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 顧問、相談役及び名誉会長の報酬は、無償とする。

(参与)

第32条 この法人に任意の機関として、参与を置く。

- 2 参与は、次の職務を行う。

(1) 理事の相談に応じること

- 3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 参与の報酬は、無償とする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第36条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人



及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 委員会

(設置等)

第41条 この法人は、適正な運営及び特定の事業を円滑に推進するために必要あるときは、理事会の決議を経て、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(事務局の設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡市東区香椎照葉2丁目3番31号

松尾 新吾

福岡市中央区小笹1丁目21番23号

安増 昌子

## 附 則

この定款は、この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に基づく公益認定を受けた日から施行する。

---

施行 令和元年 8 月 22 日  
改正 令和 2 年 3 月 28 日